

## 保内商業の展開過程

——小幡・石塔との相論を中心に——

仲 村 研

はじめに

今堀日吉神社文書の中につぎのような紙片がある（附  
以下、滋賀大学経済学部附属史料館保管の『今堀日吉神社文書』  
の綴じ順の通し番号のみを記す）。

寛正五年 八十八年 天廿一

文亀元年 五十二年 天文廿一まで

大永八 卅二年

応永卅五年 百廿五年 天廿一

この紙片は天文二十一年（一五五二）に、過去に溯って  
四回、今堀郷をふくむ得珍保の商人が商業相論の当事者  
となって係争した事件の惹起した年代と、その事件から  
天文二十一年まで何年を経過したかを記入したものであ  
る。したがって、このメモは、天文二十一年以前に得珍  
保商業が直面した重要な相論の年次を書き出したもので  
あると解釈されるのである。ではこの紙片が書かれた天  
文二十一年とは、今堀郷や得珍保商人にとって、どのよ  
うな年であったか。それが解れば、この紙片が書かれた

動機が理解できるであろう。

天文十九年（一五五〇）三月二十六日、近江国半国守護佐々木六角氏の奉行人は、管下の伯楽（博勞）中にたいし、近年新儀の輩が猥りに馬を売買することを禁じ、國中の馬は伯楽中が取扱うことを命じている（47）。その年か、あるいは前年と推定される十二月二十八日付の書状で六角義賢は、家臣の布施十郎左衛門尉宛に「保内博勞座人事、申旨得其意候」（46）と記し、この伯楽相論が、具体的には得珍保商人⇨保内商人の馬売買の權益を保証するために、保内側より提起されたものであることが判明する。この相論にかんして、翌二十年十二月に保内商人が自己の權益の正当性を主張するために、長文にわたる由緒書を綴り、山門へ言上している（50）。その言上状は、大要つぎのように述べている。

保内商人は「日本国々地主権現日吉二宮之神人」で商売に従事してきたが、後白河院のとき、中野坊太郎が南都猿沢池の大蛇を討治し、宣下を下され、褒美に春日野

を保内の馬飼場として頂戴し、馬牛商売のみならず、その他の品を商売する特権を付与された。この保内商人の特権は享祿二年の九里半相論の裁決でも確認され、また天文十九年三月二十六日の伯楽中勝訴の裁決でも明らかになり、本年五月の申付でも明らかである。

以上が言上状の要旨であるが、それは守護と荘園領主の双方から、後白河院の院宣を根拠に保内商業の權益の保証を狙ったものであった。このように、天文二十一年という年は、保内商人にとって馬売買の特権を権力に確認させ、これを根拠に馬以外の商品の売買の權益拡大を企図した年であった。そしてこの權益拡大について、保内は過去の相論を調査することによって、調査結果をより有利な支証として、この相論に生かすことを期したもので、メモはこのような事情の下で作成されたと解してよいであろう。少なくとも、保内商人にとって応永三十五年（一四二八）、寛正五年（一四六四）、文龜元年（一五〇一）、大永八年（一五二八）の相論は、画期とされる年代であっ

たのである。応永三十五年は同三十三年から小幡との相論が継続しており、寛正五年は同四年からの横関との御服相論、文龜元年は翌年にかけての横関との相論の再燃であり、大永八年は石塔との相論である。

保内商人は相論でえた成果と体験を次の相論の中でかならず生かしてきたのであり、現在まで文書が残存したのも、相論のための支証の保存に、保内商人の業務の中心にあった今堀の日吉十禅師社と、それを維持する今堀惣が重大な関心を払ってきたためであった。

本稿では保内商人が十五世紀初頭から十六世紀後半の一世紀半にわたる相論を見ることによって、各相論における保内商人の行動の特徴と、各時期の商論そのものもつ特質を追求したいと思う。結論と重複することになるが、小幡や石塔に後れて出発した保内商業がハンディを克服するために権謀術数を用い、その権謀術数を効果あらしめるために権力と結び、権力もこれを容認し、保内商業に保護を加えてゆくという視点に立脚し、その視

点から保内商業のもつ特質を指摘してゆきたい。そのために、保内商人とともに四本商人を構成した小幡・石塔・杏掛のうち、小幡と保内、石塔と保内の関係にしばらく対抗の諸様相とその意味するところを考えたい。

(1) 保内商人の商論の意義については、とくに脇田晴子『日本中世商業発達史の研究』、佐々木銀弥『中世商品流通史の研究』、畑井弘『守護領国体制の研究』に詳しい。これらの諸氏の論稿については拙稿「近江国得珍保今堀郷研究の成果と課題」(同志社大学人文科学研究所『社会科学』第二〇号)で紹介し論評を加えておいた。

## 一 応永末年の「立場」相論

応永三十三年(一四二六)七月四日、近江国神崎郡小幡の住民は、保内商人との堺相論について、保内商人の主張する論理のうちに矛盾のあることを衝く目安を、自己の領主である山門南谷へ言上している(80)。小幡の保内非難は、詮ずるところ、保内の論理が新儀であることに尽きるということであるが、いま小幡の反論を詳細に

見ておこう。

(端裏書)

「目安 南谷」

目安 日吉大宮神人小幡住民ら謹んで言上する。

すみやかに御奉行所に達申して(保内の)商売物  
についての新儀を停止されたき事

右、商人の立場(商業圏)の境界の事について、先  
年、三井西殿と栗田殿が御服方代官として保内川を  
堺と定められた。小幡と保内の両方ともその折の書  
類を所持していないが、以後三十余年間、相論は起  
こっていない。凡そ二十年を経過すれば、慣行が  
有効となることは公方の大法である。何事もなく三  
十余年を経過したのに、今度、保内商人が猥りに堺  
を越えて商売したので、現御服代官の杉江氏と西郡  
氏がこれを処理し決着した。(両御服代官から)商売  
は先規にしたがうべしとの下知状を下されている。  
商人間で相論がある時は、(当事者が)御服代官のと

ころで対決し解決することが、従来の慣行である。

ところが、保内は山門へ虚偽を申し、新儀を企てて  
いる。小幡も幸い昔からの日吉の神人である。(保  
内の新儀の企てに対して)小幡がどうして反論しない  
法があろうか。

保内より申上げていることで、矛盾点をつぎの条々  
で指摘する。

一 保内は(後白河院の)院宣を所持しているので、商人  
の惣領であると主張しているが、(院宣は)商人の間  
で用いられたことがなかった。(後白河院より)下さ  
れた院宣は、商人中(保内商人以外の商人を含む)全体  
の所有物である。金柱宮の宝蔵に保管されていた  
が、紛失したということである。もしそれを拾った  
ということでは保内が所持していても、それは他人の  
物をかすめとったことになる。

一 伊勢越商売にかんする裁判費用の未納により、(小  
幡は)鈴鹿山へ商売に出かけない。そのために、近

江国内で（小幡が）商売する在所から締め出されることは、全く理由のないことである。（小幡が）日野市で商売しないのは、日野市が保内川より南であるから商売しないのである。このことは、（商業園の）塚を守り、従来の慣行を調査するためである。

一 御服代官杉江氏のところで小幡・保内が対決し、両方が協定書を作成し、正式契約の日限を定めながら、保内がその日に出てこないのは、保内側に明らかに正当性がないからである。

一 今度（小幡が）保内の荷を押取したのは、愛知川においてである。そこは保内川より一里余北である。その事實は全く明らかであるのに、（保内側が）保内川より南で押取されたと訴えているのは希代の奸曲である。

一 保内河より南へは小幡の者は商売に行かないという連署状があるということであるが、これは小幡側としては全く存知しないことである。

一 この小幡と保内との争いは、去年三月ごろ、保内の者が越境して商売したので（保内の）荷を押取したのである。ところが、（保内が）縁を頼んでいろいろ敷願してきたので、特別の処置として保内に返付した。この道理にかなった処置については全く当然のことである。保内からの干渉がおさまったので安堵の思いでいると、今年になって新儀を企てたが、御服代官杉江氏のところで解決し、そのことについて

右（第三条）に書き記しておいた。ところが、近日

（保内が）また山門の御下知だといって、勝手に商売し、その上、（小幡の）荷物を押取した。（小幡としては）山門の御下知を尊重して、先ずは謹んで訴状を捧げるものである。所詮、（小幡を）援助していただければ有難く存じます。もし、そうしていただかなければ、われわれは神役をおろそかにし、神人の安否にかかわることだと決意いたします。よって目安を言上いたします。

応永三十三年七月四日

以上が小幡住民目安全文の意識である。この相論は商品名は記されていないが、後で述べるように、御服・塩・米・魚などの商圏にかんするものである。右の意識したところから重要な点を抄出すれば、つぎのようになる。

- 一、小幡と保内との商圏の境界は保内川＝筏川である。
- 二、山門領における相論は山門御服代官のもとで裁定される。
- 三、保内は院宣を所持し商人の惣領を主張している。
- 四、院宣は商人全体のもので金柱宮宝蔵に保管されていたが以前に紛失している。
- 五、小幡は以前、伊勢越相論の費用を未進したため、鈴鹿山を商圏としないが、近江国では商売する。
- 六、小幡は保内川の南にある日野市には立たない。
- 七、御服代官杉江氏のもとで小幡・保内が協定書を作

成したが、保内側が欠席し協定を無視した。

八、小幡が保内川北一里の愛知川で保内の荷を押取したが、保内は保内川南と主張している。

九、保内川南へは小幡側が商売しないという証文があると保内が言っているが、小幡側は関知しないことだ。

十、この相論は応永三十二年三月に越境した保内の荷を小幡が押取したことに発する。

以上の諸点がこの目安案から引き出されるであろう。右にあげた諸点は、以後展開される保内商業にとってきわめて重要な係わりをもっているので、いまこの問題に言及しておきたい。まず院宣についてである。この点については、以前若干触れたことがあるが、後白河院の院宣と称される正文は、現在、今堀日吉神社の社宝とされて信仰の対象となっている<sup>(1)</sup>。その写しは今堀日吉神社文書の中に二点残っている(那・忠)。その一点を紹介すればつぎのようになる。

安文 在御手形

宣下 (商売)  
近江國保内賣人等

三千疋馬事

右賣人等、東日下、南熊野之道、西鎮西、北佐土  
嶋、於其中、可任心条、依叡慮、執達如件、

保元二年十一月十一日

その商圏のうち東の日下は、東海道の遠江国日坂のことであり、説経節に登場する地名であるが、この地を馬商売の東限にしていることはそれなりの意味をもつものと考えられる。この偽院宣は応永二十四年（一四一八）、保内が石塔寺小里商人と塩・海草の売買をめぐる争ったとき、すでに使用された形跡があるが、院宣の宛名が「近江国保内賣人等」となっているように、院宣そのものが保内商人の商圏拡大に利用されている。しかし、小幡の目安に見る限り、院宣は保内のものではなく「商人中之惣物」とされている。この商人中がどの範囲の商人を指すのか明らかでないが、金柱宮の宝蔵に院宣が保管

されているところから判断すると、金柱宮の所在地小脇を中心とする蒲生・神崎・愛知の三郡にまたがる地域の商人集団であると思われる。保内商人がこの院宣の紛失のさい、保内商人のみの利益を追求する目的で、後白河院の院宣を偽作したとして差支えあるまい。その時点は先述のように、この目安が南谷へ提出される八年前の応永二十五年年頃としてよい。

第二条にある伊勢国沙汰用途を小幡が無沙汰したため鈴鹿山には商売のため行かないとする一件については、明らかに小幡側はこれを自認している。それを裏付けるのが今堀日吉神社文書の文応元年（二二六〇）三月十五日の小幡商人連署請状案である（附・附）。

(端裏書)  
「安」

伊勢のあき人と近江のあき人と沙汰事、三年三月に當國の悦に落居候畢、就其者、百五十余貫文之沙汰用途を、小幡のあき人等、其配分不出候間、末代ま

て伊勢の國へ立へからざる者也、若押立仁あらは、  
(随脱カ)  
 見合人物を何ケ度も被取可申者也、鞆同もかれ可申  
 者也、其時更々一口の子細を申ましく候、仍爲末代  
 亀鏡文書狀如件、

小幡のこかち 在判

同 藤内太郎 同

同 熊二郎 同

同 彦五郎 同

文應元年三月十五日

しかし、すでに山本啓四郎氏などの先学が指摘されて  
 いるように、正元二年四月十三日に文應元年と改元され  
 たのであるから、文應元年三月十五日はありえない。と  
 すれば、小幡の自認をより強度に認識（小幡にも、裁定を  
 下す山門にも）させるために、小幡に敵対する側が偽作し  
 たとしか考えられない。保内としては過去における小幡  
 の弱点を誇張し、それ喧伝することによって小幡の商圏  
 を狭め、自己の商圏をその分だけ拡大しようと企図した

のである。小幡の主張は、伊勢越商売は過去の経緯によ  
 ってできないが、近江国内の保内川より北の地域は依然  
 として自己の商圏であることを主張しているのである。

第四条・第六条で小幡が、保内川の北へ越境した保内  
 の荷を押取し、これを返却したさいの御服代官杉江氏の  
 得珍保商人中に宛てた書状は、正文、案文ともに残存し  
 ている（81・87・89）。それは年未詳卯月十九日付の書状  
 であるが、相論が惹起したのは応永三十二年三月である  
 から、同年ないしは翌三十三年としてよい。

第四条や前書部分にもあるように、小幡によれば、保  
 内川が両者の境界であることがわかるが、これを保内が  
 無視し越境したことこの相論の発端がある。相論にみ  
 られる保内の論理は、保内は保内川以南はもちろん、以  
 北をも商圏とするが、小幡は保内川以南には商圏がな  
 く、以北は保内と競合するという、きわめて都合のよい  
 ものである。保内はこの論理を補強するために、文永二  
 年（一二六五）十一月八日付の平六・犬二郎連署請状案（74



・75)を山門へ提出したのである。それは「小幡のあき人等人物四た、おわきのあき人中へとられ申候へとも、よきゑん候て歎申候間、給候了、於向後、保内より南へ罷立事候ハ、人物鞍等をハ、任先例、とられ可申者也」と述べている。保内商人と小幡商人との関係は、長祿二年(一四五八)二月の保内野方商人言上伏案(170)によると、伊勢越商売には保内と小幡とが共同行動をとっているから、これを遡源させると、応永三十二年の段階でも、伊勢越商売に利害を共通にするものと思われ、この応永の現実を文永二年まで遡らせて、小幡の二人の商人に「於向後、保内より南へ罷立事」をしないという誓書を書かせたのであり、したがって、この請文は案文ながら保内の作成した偽文書ということになる。この二通の請文は応永三十三年(一二二六)十二月十一日の小幡法仁等連署請状(77)とその案文(76)と同日付の下二郷小幡商人等請状案(78)、応永三十四年(一二二七)十二月十九日の保内名主百姓目安案(82)と同筆跡である。

文永二年の請状案と応永三十三年十二月十一日の法仁等連署請状と同筆跡であることの意味は、後者が小幡商人の請状の正文であるのかかわらず、書き記したのは保内側であり、花押・略押のみ小幡の法仁等に書かせたということになる。小幡住民の目安の第五条に、

一自保内河南へ者、小幡之者不可立之由、連署之状在之云々、是又更以当方不存知事也、

とある「連署之状」が、まさしく文永二年の平六・犬二郎の連署請状を指すことは明らかであり、先述のように、文永二年の請文は応永三十三年に保内によって偽作されたということを裏付けている。

結論的にいうと、応永末年の小幡と保内の商圏の境界をめぐる相論は、保内の勝利におわるのであるが、それは先掲の目安にもある小幡の主張を山門が却下したことによって決着するわけである。そこでつぎに保内が小幡に勝利する経緯を述べることによって、十五世紀前半期における保内商業のもつ性格を見ることにする。

小幡住民が目安を止門南谷に提出して五か月を経過した応永三十三年十二月十一日、小幡のうち、中村・井乃田二郷の商人十二人が、保内と相論を起こしたのは小幡の庄田の商人であつて自分たちでなく、将来にわたり庄田の商人とは行動を共にしないという請状(76・77・78)を提出している。先述のように、そのうち原本の請状は保内側で作成されて小幡下二郷商人が署判を加えたものであり、小幡商人のうち、庄田商人と中村・井乃田下二郷商人との分裂に、保内の策動が加えられたことは確実である。なお署判している十二人の下二郷商人のうち七人に肩書があり、それによると御服商人一人、塩商人四人、魚商人一人、米商人一人となっている。したがつて、この相論は、御服・米・塩・魚などの商品を含む商業圏の争いと考えたい。

保内による小幡の分裂策が奏功して、下二郷を保内側に誘引し、庄田商人を孤立させた。翌応永三十四年十二月十九日、保内名主百姓は山門へ言上状(82)を提出し

ている。その中で保内はつぎのように主張している。

右保内者、自往古、東西南北無其煩、商売仕候之処、小幡者、搆新議(議)、自保内北を関候之条、言語道断之次第候、所詮止彼悪行、如先規、四方無煩、致商売候様ニ預御衆議候者、畏入候、

この言上状は、「東西南北無煩」く商売することが保内にとつて「先規」であることを主張し、保内川という境界は保内には用をなさず、小幡の南下防止のためにあるという論理が展開されているのであり、「自往古、東西南北無煩、商売仕候之処」とあるように、その論理の背後に、保元二年の後白河院の院宣が伏せられていることが示されている。この言上状で大事なことは、右の点に加えて、言上の主体が「保内名主百姓等」であり、保内商人という表現を使用していないことである。これは応永三十三年と推定される十一月十八日の保内名主百姓等言上状(85)と同様の用例である。これは保内商業に従事するものが名主百姓であり、換言すれば、農を主業と

するものが商業に従事していることを表現している。つまり商農分離がおこなわれず、商業を専担するものが不在であるという得珍保の状況を示していると解される。

さて十二月十九日の保内名主百姓等の言上状をうけた山門は、この件について衆議のために集会を開き、四日後の同三十四年十二月二十三日に学頭代の名で得珍保両沙汰人中に宛て保内勝訴の衆議を執達している(79)。

この衆議は保内にとって待望していた裁定であった。一か月以前の十一月十九日の名主百姓等の言上によると、この相論について、草津御代官理性房(東塔東谷の塔頭の僧)は保内御百姓を召問して支証を調査して保内に理があるとしているが、肝心の山門東谷はこの相論に無関心であるので、百姓の要求を聞き入れ、保内勝訴の裁定を下すように、山門一承仕房に要請しているのである(85)。

裁定が遅怠した原因は定かではないが、十二月二十三日の学頭代下知状によると、どうやら山門使節の中で小幡側を擁護する使節と、保内擁護の使節との分裂があり、

容易に裁定できない事情が山門東谷内部にあったようである。

就保内与小幡商売立場事、常使節之擧、欲承守護之遵行之處、於使節之前、両方對決入理非可出舉由、為使節中被觸送之間、既就日限相待對決之一段之處、使節少々雖被出對、小幡扶佐之方寄事於左右不被出合之間、及無理之奸訴之条勿論也、仍保内理運之趣、以寺官觸送使節中訖、然間於保内者、任保内先規可致商売者也、若小幡者猶以構新儀致濫好者、(切々)申入公方可承御成敗也、於保内者乘勝對小幡者、致(苛)尋法之沙汰事者、堅可有斟酌之趣、商人中可被加制止之旨、依衆議執達如件、

應永卅四年十二月廿三日 學頭代(花押)

得珍保両沙汰人中

中

この使節は山門使節のことであり、近時、下坂守氏によつてようやく明らかにされたものである。(86)下坂氏によると、使節は守護権限を山門領莊園内に徹底さす山門独

自の行政・警察権限を執行するものであるが、「使節少々雖被出対、小幡扶佐之方寄事於左右不被出合」といわれるように、小幡側に肩をもつ使節のサポータージュがあることがわかり、この相論の複雑さを窺わせる。先にあげた草津御代官理性房などは保内擁護派であったようである。

山門使節内部における小幡派と保内派との分裂が、山門衆議を遅怠させたと推定されるが、この相論の裁定の遅怠は、加えて小幡庄田の商人に建部の百姓が加勢していることもその因となっていると思われる。すなわち、年末詳四月三日の成定書状(88)によると、「就小幡与保内相論事、委細承候、于今不落<sup>(唐)</sup>候条、返々無勿躰存候、庄田事者、奉行被申別彼方へ可被仰候哉、次建部百姓同心人数注給候、返々驚人候、堅遂糺明可行罪科候」とある。四月三日は裁定が下る以前の応永三十三年か三十四年であると推定されるが、建部百姓の小幡庄田商人への加勢は、建部百姓が小幡商人の塩商売について寄子

的な立場にあったのではないかと推定される。先述したように、応永三十三年十二月十一日の小幡中村・井乃う田下二郷商人の請状に塩商人の肩書をもつ四人が署名に加わっているのも、このことと関連している。年末詳二月十一日の建部上下荘の書状案(91)に、「保内与小幡のしは公事、落居候間、市へハ御立あるましく候、如此旨、いつ方も披露あるへく候」とある。書状の宛名は「人々御中」とあるが建部上下荘内の塩商売関係者(小幡の寄子)であろう。文意は、保内と小幡との塩相論が裁定されたので、市へは立つな、ということ、建部塩寄子が従来小幡商人の下に属して出向いていた市で、商売できないことを徹底させたのである。この市が具体的にどこの市を指すかは明らかでないが、保内川の南に位置する市か、あるいは境界の保内川に接する八日市のいずれかであろう。この保内・小幡の相論は商品の種類が問題ではなく、両方の商人が商品を売買する「立場」市などの商圏が問題なのであった。年月日を欠いた質物

抑留日記(129)があるので紹介しよう。

保内質物小幡へ取日記

塩二駄馬足 已上

小幡質物保内へ取日記 當取

ツ、ミ六、麥一駄、米一駄、鐵一駄、刀四コシ、

ヤリ ヒトエタ、已上

この日記によれば、小幡が保内から押取したのが塩二駄とそれを荷なっている馬であり、これにたいして保内が小幡から押取したのは、商人が武装していた武具と包、麦、米、鉄などであった。これらの押取が応永三十二年三月に起こった事件であるとすれば、小幡が越境した保内から先に押取していることになり、保内の押取はその報復ということになる。

右にみたように、建部百姓は寄子として塩商売に従事しているわけであるが、その建部百姓の塩商売へのかかわりを明らかにしているのが、年末詳十二月十七日の建部蔵人胤泰書状(135)である。この書状は胤泰が守護六

角氏の家臣と推定される次郎左衛門尉に宛てて、建部荘内の塩商人について報告したものであり、先述の建部下荘が保内と小幡との相論が裁定されたので、「市へハ御立あるましく候」とされた建部の寄子六人について述べている。

山本之孫太郎

小幡郷百姓・大宮之神人・

塩商人之寄子

平坂之孫四郎

井辺 虎太郎

北村之源四郎

小脇塩商人之寄子

野村之源五

殿村兵衛四郎

「美濃へ下候て、いまた上候ハす候」ため調査不能

山本、野、平坂、北は清水正健氏の「荘園志料」によると建部荘の荘域内にあるとのことであるが、これが正しければ、平坂と北村との間に位置する井辺(伊野部)と、北村の南東に位置する殿村(外村)も建部荘に含まれる

としてよく、これら六人の寄子は全員建部荘の百姓で塩商人の寄子としてよいであろう。書状は小脇塩商人の寄子四人について「のゝかうの訴詔ニより候て、自山上、御領主様へ付事書被申候、煩敷自山上被仰候者、只せんする所ハ、彼等四人ハ於向後候て、塩商を仕まじきよし申上候」と書いており、保内の訴えによって、山門から守護へ保内に理のある由が伝えられ、四人の寄子は塩商を中止することとなったのであるが、小幡商人の寄子のみならず、小脇商人の寄子であっても、建部荘の百姓の足子商売は禁止されたのである。建部荘は保内川以北にあり、得珍保と小幡のほぼ中間に位置するが、保内にとつては、自己の寄子にのみ保内川の南北の塩商売を認めただのである。

応永三十五年（一四二八）閏三月二日、この相論は庄田商人が骨張であることが山門で認定されて、山門の沙汰として「討治」する旨が、守護奉行人の清忠から守護六角氏の重臣伊庭六郎大輔満員に命ぜられ、同日、これを

うけて満員は小幡の近在の地侍須田北、猪子入道にたいし、山門と共に小幡討治に加わるように命じている。ここに至つて小幡の敗北は決定的となった。応永三十五年は四月二十七日に正長と改元されたが、正長元年十二月九日、小幡庄田の三人が「保内御百姓中」に宛て、「八日市へ無異<sup>為</sup>ニ御立候はんするよしうけ給候間、悦入存候、随而、此方へ本のことく御立あるへく候」と完全に屈服の意を表明したのである。「此方へ本のことく御立あるへく候」というのは、保内名主百姓の「自往古、東西南北無其煩、商売仕候」という論理を、小幡が容認した以外の何ものでもないのである。

保内は勝訴したが、保内の論理が新儀であることは疑いない。それだけに権力の側においても、保内勝訴に抵抗があつたことは、山門使節の場合でみたところであるが、応永三十四年には局面は急速に変化していった。同年十二月、保内野方百姓四人が用途三貫文を「八人御中御たるの分」の春成として進上している（99）。野方百姓

四人は野方Ⅱ保内下四郷Ⅱ野々郷の代表者であり、この用途は春成年貢という名目であるが、御樽分とあるように祝儀Ⅱ賄賂銭と思われる。つまり、学頭代など衆議の主導権を掌握している僧侶を保内側へ抱きこむ工作ないしはその結果の祝儀と考えてよい。またこの相論にさいし、当然、前例や「立場」の現地調査が実施されるわけ

であるが、調査を担当する六角氏の家臣にたいする働きかけも容易に推察されるところである。応永三十四年十二月は、この相論が頂点に到達したときでもあるが、同月十一日、左衛門尉源員定は調査報告の書状を提出している(103)。源員定とは九里氏と推定され、宛先は守護配下のものであろう。この書状によると、愛知川南宿領内の五日市で得珍保塩商人が商売していたか否かという尋問にたいし、源員定は「自往古、無座、彼商人等買売候段勿論候」と返答している。これは以前から保内商人の座はないけれども、当然商売してもよい、と解釈すべきである。応永三十三年七月四日の小幡住民の目安の第四

条によると、愛知川は保内川より一里北方に位置するのであるが、小幡・保内が応永初年に認定し合った商圏を、六角氏の配下までが完全に無視し、保内川以北の塩商売を当然としている事態は、権力にたいする懐柔策が滲透していることを物語っている。

しかし、一方、この時点と推定される年末詳霜月十二日の祐秀書状案(104)は、逆の結果を報告している。すなわち、「甲良四十九院の市へ野々河の塩うり、先れいより立たる事無候」と、犬上郡甲良四十九院市への保内商人の実績のないことを通告している。源員定の論理によると、たとえ保内商人の実績がなくても、保内の商売の自由が保証されるというのであるから、実績のない甲良四十九院市といえども、保内商人の進出は保証されることになるのであるが、現実はこの論理がそう簡単に通用したとは思われない。源員定の論理に加えて、やはり過去の実績を喧伝する必要が生じるのであり、保内商人の実績のない保内川以北の市について、実績をもつことを

証明するには、方法はひとつ、実績を偽る証書を作成する以外にないのであって、保内はここに多くの文書を偽作しなければならなかったのである。

応永三十五年（一四一八）四月一日の野々郷商人等市津料注進状案（山）は、四十九院市、長野一日市、愛智川市の各市が七月に五十文、十二月に五十文を市奉行に納入したことを報告し、「右注進申上分、もしいつわり申候ハ、堅御さうめいニあつかり候へく候」と誓っている。これなどは明らかに偽りの注進であるが、この注進の裏付けとなる文書とは、貞和元年（一三四五）三月廿日の長野・甲良・平方の三市奉行の得珍保塩売人中に宛てた津料の請状（94）である。それによると「つれうの事、如本、毎年両度可有沙汰候也、又雖無市座候、自昔、売買無其煩候間、不能子細候」とあり、平方（坂田郡）市だけは愛智川市と合致しないものの、毎年七月と十二月との両度に津料を市奉行に沙汰する右の注進状案と内容が符合し、また「雖無市座候、自昔、買売無其煩候間、不

能子細候」という文言は、源員定の「自往古、無座、彼商人等買売候段勿論候」と完全に符合するのである。貞和元年三月廿日の文書は、北朝年号の康永三年十月二十一日に改元されて貞和元年となるのであるから、偽作であることは歴然として<sup>(95)</sup>いる。したがって、この相論に偽作された文書は、保内川の北の市に保内商人が進出し、津料をも納入していたという、過去の実績を示すもので、相論に提出された支証の文言に關係する形で作成されていることがわかるであろう。

この小幡・保内相論で明らかなのは、新儀を主張しているのが保内側であり、新儀の主張をあたかも古実を主張しているかのように摩り替えるために、偽文書を作成し、加えて偽文書の内容は守護配下の保内商人の「立場」の調査と軌を一にされたのである。これは小幡などの商人にたいして、保内商業がまず保内川の南の「立場」を確保し、応永末年に保内川の北へ進出を公的に認定されたことを示している。明らかに偽作された支証文



書が正文として通用するのは、権力がたとえ偽作文書と知りつつも正文であることを相論の場で認めたからである。

この場合、権力とは山門であり、山門の要請をうけて裁決のための現地調査および裁決そのものの遵行徹底化をはかる守護である。この権力の擁護をうけつつ商業圏を確定した保内は、応永相論の勝利を跳躍台として近江半国の六角氏の勢力圏を範囲に大々的に始動するのである。のちに守護六角氏の家臣九里伊賀守隆員が保内上郷柴原の地侍柴原氏にたいし「就山越之商人中へ御要脚之事、保内へも可被申之由聞風聞存候、則致披露候處ニ、保内之事者、為山門領間被除候、其外三本へ被懸仰事候」(63)と、小幡・保内・沓掛・石塔のいわゆる山越四本商人のうち、保内のみは守護の賦課する要脚を免除され、残る三本に賦課すべしとの守護の命令を伝達している。小幡も山門南谷領であるから、この論理からすれば免除されるべきであるに、そのような処置がとられていないところに、保内商業と山門・守護との密接な関係が

うかがわれる。そしてこの関係の定着は、応永末年の小幡・保内相論であるとしてよいであろう。

応永末年の小幡と保内の相論は、保内の勝利に終わった。この事実には後の保内商業を決定的に有利な方向へ導く。たとえば、永正元年(一五〇四)十二月十三日の保内商人中宛の伊庭出羽守下知状案(91)によると、小幡商売衆が保内筏川の南へ越境して商売した場合、また足子(寄子)に商売させた場合、荷物を押取し注進すべきことを命じている。永正以後も小幡側は野々郷商人にたいし挑戦しているが(53・54)、この応永末年の勝利を容易に転覆することはできなかった。応永末年の相論は、保内の小幡にたいする優位を決定的にただけではなく、山門・守護などの権力に、偽院宣などの一連の偽作文書を正文として認めさせたことである。したがって、一度公認され効力を発揮した院宣は、保内商人が商圏を拡大し、他商人の權益を侵害してゆく有力な武器となるのであり、事実、保内商業展開の障害を除去する必要の

ある場合、保内側から持ち出され、権力はその度ごとこれを認め、保内有利の裁決を下しているのである。このように保内商業が大きく展開し、これを権力が庇護する契機となった相論として、冒頭に掲げた年次を記した紙片に最古の「応永卅五年」が記されていることに、この応永末年相論の意義が表現されている。

- (1) 村田惣吉「今堀のお手判(院宣)の伝説」『今堀日吉神社々記』所収。一般に「お手判」が免許符になり、除災の効用をもつことについては五来重「庶民信仰における滅罪の理論」(『思想』六二二号)が詳しい。
- (2) 日坂は説経節の「をぐり」「まつら長者」に登場する地名で静岡県掛川市日坂であり、近世の東海道五十三次の遠州日坂であろう。
- (3) 山本啓四郎「中世商人の偽作文書作成」『歴史と生活』第六卷第三・四合併号。
- (4) 年月日欠の起請文(86)は、差出人不明ながら、中村・井乃う田二郷の商人が小幡に組みさないう意味のものであり、応永三十三年十二月十一日か、その直後に保内に提出されたものである。
- (5) 下坂守「山門使節制度の成立と展開―室町幕府の山門政策をめぐって―」『史料』第五八巻第一号。
- (6) 山本啓四郎「前掲論文、脇田晴子『日本中世商業発達史の

研究』五六一ページ、仲村研「中世における偽文書の効用」『日本歴史』第三〇三号。

## 二 九里半相論

文龜二年(一五〇二)九月二日、六角氏の重臣九里員秀は高嶋郡南市庭商人中に宛て書状(四)を送り、若狭越の保内商人の荷物を南市商人が押取した事について、その不法性を述べて早く返却するように命じている。高嶋南市は小幡・薩摩・八坂・田中江の商人とともに、五ヶ商人と称され、近江今津より若狭小浜にいたる、いわゆる九里半街道の商品流通を独占していた。しかし、南市を除く四ヶ所は湖東に位置しているので、實際上、九里半街道の商品流通の視点は、南市商人が当たっていたのである。九里員秀の書状にもあるように、九里半相論においても、守護権力は保内商人に庇護を加えるのであるが、本格的に九里半相論が展開するのは享禄年間であり、この相論は応永末年の保内と小幡との相論を継承

した形で訴訟が行なわれているので、この点をも考慮に入れつつ、九里半相論の展開過程を追跡することにした  
い。

今堀日吉神社文書に年欠六月七日の小幡申状案(111)と、同じく年欠六月七日の五ヶ商人申状案(112)と、年月日欠の五ヶ商人申状案(113)がある。いまこの三通をA・B・Cとすると、Aには端裏書に「小幡より出」、Bの端裏書に「同五ヶより」、Cの端裏書に「小幡其外五ヶより申商人事」とあって、この三通の案文は、九里半相論のさい、小幡など五ヶ商人が提出した申状を保内が写しとって端裏に書添えたものであり、年次は享祿二年(一五二九)と推定される。なおA・Bは同日のものであることは明らかであるが、Cも同日ないしはその直後でないかと推定される。九里半相論の全貌を把握するためにまずA・B・Cの申状を意識しておこう。

〔A〕 年欠六月七日 小幡申状案

条々 愛智川より北にある市(以下欠)

一長野郷一日市のことについて、近江国では親市に当たる。昔、大廊成清(大領依知兼公)という人が、大和三輪の市をまねて設立されたと申し伝えられている。毎年正月十一日が初市である。御服・相物などを商う座人たちが、烏帽子・素袍を着し、松かざりで市神を祝う。その祭について、座人の着座の順序には昔からの慣行がある。しかし、野々川商人がこの市に参加したことはかつてなかったことである。

一愛智川中橋市、四十九院市、枝村市は新市である。出路市、高宮市、尾立市などのいずれの市へも、野々川商人は立っていない。この愛智川より北にある市へ立っている相物商人は、沓掛、四十九院、小甲良、高宮、開出今村などの在所の者である。その他の商売は小幡、愛智川、枝村などの者が立つのである。なおその状況は以上のようなのである。なお座の順序や商売については、昔からの慣行に「古実古法」がある。ところで野々川商人が愛智川より北に

ある市へ(昔から)立っていたと言っているようであるが、以ての外の虚言である。

一先年、九里半街道の新関について、(われわれは)数度納銭したことがあるが、野々川商人はこのことを知らないと言っている。五ヶの商人が納銭したのであるから、野々川商人が知らないのは当然である。その理由は別の一書で申し上げる。

以上

六月七日

〔B〕 年欠六月七日 五ヶ商人申状案

条々 南北古賀出銭のことについて

一大裏の御料所として、昔朽木殿が保坂に新関を設置したことにたいし、商人衆が歎願し、新関が撤去された。撤去の礼として御樽などの礼物は南古賀・北古賀・高嶋南市で負担し、それ以外の者は礼物を出していない。

一能登殿が保坂に新関を設立したが、歎願して撤去してもらった。御樽などの礼物は右と同様に南北古賀、南市で支払った。

一大裏御料所として栗屋殿が大杉に新関を設置したので、朽木殿の御内人飯田新兵衛尉の努力で撤去してもらった。御樽などの礼物は右と同様に支払った。

一横山殿が保坂に新関を設置したが、同じく歎願して撤去してもらった。御樽などの礼物は右と同様である。

一去る明応七年(二四三八)に越中殿が田子新兵衛を代官として保坂に新関を設置したが、田子野州の努力で撤去してもらった。御樽などの礼物は右と同様である。

一去る永正九年(二五二〇)に上坂宗左衛門尉と桂田弥七郎の二人が、追分に新関を設置したが、戦いとなって関屋に放火した。その後、饗庭大炊助を仲介人として馬や大刀、三十六貫文の礼銭を支払い、新関

を撤去した。そのさいの札は右と同様である。

一若狭小浜の商売銭の悪銭についての相論について、若狭守護武田氏へ歎願したところ、願いを許容された。御樽や礼銭は右と同様である。

〔C〕 年月日欠 五ヶ商人申状案

条々 若州道九里半街道のことについて

一 九里半街道は高嶋南市、高嶋南古賀、また今津の馬借、高嶋北古賀の商人が進退していることは、隠れもない事実である。ところが野々川商人が九里半街道を通行し、若狭へ商売しようとする意図は、従来慣行にない新儀である。この点を理解されて従来どおりに裁定を下されれば、忝なく存じます。

一 五ヶのうちであっても、商人の子孫が九里半街道で商売することになっているのであって、由緒のない者は立つことはできないのである。ただし、五ヶ商人の足子があちこちにいるが、これも由緒にしたが

って立っているのである。

一 野々川衆の主張は、何を証拠にしてなされているであろうか。商売について、昔は院宣や山門の下知状を下された者がおったが、院宣や山門下知状をもっているからといって、世間では自由に商売することはできない。国々の津湊には特別に商圏「立場」があつて商売しているのである。これは商売の品数が多いためである。いずれも商品によって座があり、この座へ立入ることはできない。市売や里売まですべて差別や順序があるのは、商売をする上で「古実」の慣行である。

一 八風や千草を越えての伊勢商売の商人は四本といつて、石塔、野々川、小幡、沓掛の者が参加し、薩摩、八坂、田中江などの者は参加していない。

一 なお野々川衆が若狭商売を望んでいることは、まったく根拠の無い主張である。野々川衆は小幡、薩摩の商人から相物を買取つて市売りをしているのであ

る。ただし、五ヶのうちにも理由があつて市売りをしている在所もある。

一このように、野々川衆は市売りはするけれども、愛智川より北へは立たないのである。

一九里半街道について往古以来、数度の重要な裁判があつた。樽銭や礼物、あるいは商売にかんする出錢、礼物などは、南古賀、北古賀、高嶋南市の商人が負担して納入してきた。野々川衆はこの事を知らないであろう（野々川衆が以前から九里半商売に参加しているのであれば、樽銭・礼物などを負担し、右のような事実を当然知っているのであるが）。

以上がA・B・C三通の申状の意訳である。Aの最後に「其次第一一書申上候」とある一書がBの申状であることは、Bが九里半街道の新関の度重なる出錢状況を箇条書にしている点で、内容的にも明らかである。またCの最終の条項（第七條）は、Aの最終条項（第三條）と同様の内容であるところから、A・Bとはほぼ同時期に作成さ

れたと断定されるのであるが、この三通の申状の内容を要約すると、つぎのようになるであろう。

一、野々川商人は愛智川より北の市へ立った古実がない。

二、野々川商人は院宣や山門下知状を証拠としているが、現地の「商買道の古実」がこれに優先する。

三、九里半街道は高嶋南市、南北古賀、今津馬借が進退している。

四、相論や新関撤去などの費用は南北古賀、南市商人が納錢してきたのであつて、野々川商人はこのことを関知しない。

以上の点があげられる。享祿の九里半相論で、保内に敵対するのは五ヶ商人であるが、そのうち、南市と小幡が正面に立っていることが明らかである。とりわけ小幡は、「立場」相論に応永末年に敗訴し、権力が認められた保内川より北（享祿の相論では愛智川より北となっている）への保内商人の進出を、再度問題化することによって、応永

の裁定の転覆を図ったのである。そのさい、小幡を含む五ヶ側から提出された証拠の切り札は、建武四年（一三三四）七月二日の足利尊氏下文であった。保内は、相論の場に提出された相手側の支証文書の写を所有しているが、この文書案も今堀日吉神社文書の中に残されている。

（端裏書）

「五ヶより出 其内八坂」

下 雙巖倉徳祐法師

可令早商買、護袋紙座津町相物以下除諸役等事

右人為勲功之賞、任弘安九年之下文、可令領掌之状

如件、故下、

建武四年七月二日

源朝臣 御判

小幡など五ヶ側にすれば、保内が院宣や山門下知状を提出して、自己の権限の正当性を主張したのに対抗して尊氏の下文を提出したわけである。この文書の端裏書は

先にあげたA・B・Cの申状の端裏書と同一筆跡であり、享祿の九里半相論にかかわる一連の文書であることがわかる。山本啓四郎氏、畑井弘氏、中村直勝氏はこの文書を保内側のもつと誤解され、その上、山本・中村の両氏は、偽文書とされているが、この誤解はいずれも「五ヶより出 其内八坂」との端裏書を看却されたか、充分に理解されなかったために生じたものである。この端裏書は「この下文が五ヶより提出されたものであり、正文は五ヶ商人のうち八坂はつかが所持している」という意味である。したがって、保内の所持する文書案は、五ヶ商人より提出されたものの写であるから、正文は保内に現存しない。したがって、この下文は文書形式から真偽を判定する途しか残されていない。下文の形式からいうと、偽文書とする疑点は何ら存在しない。いわゆる尊氏の奥上署判の下文ということになる。五ヶ商人は院宣や山門下知状よりは現実の慣行を重視すべきことを保内や守護に主張しながら、一方では、このような支証を「古

実」の一環に入れていたのである。「護袋紙座津町相物以下除諸役等事」は御服（兵服）、紙座、津町相物などに賦課される税を免じ、その他諸役を免除されるということで、この特権を雙巖倉徳祐法師が尊氏から与えられたというのであるが、五ヶ商人、とりわけ八坂商人との関係は明らかではない。徳祐法師とはいわゆる山上借上の類であろう。

保内と五ヶとの訴陳の場で、この尊氏下文がどのように扱われたかは明らかでない。ただ天文六年（一五三七）と推定される六角定頼御内書案（52）に、枝村と愛智川衆との紙商売の相論に、愛智川衆がこの「等持院殿御判其外教通証跡」を提出し、愛智川衆に勝訴をもたらしめているから、享祿年間の九里半相論で五ヶ商人より提出された支証で、しかも五ヶ商人に敗訴をもたらしめたものが、十年を経過しないうちに勝訴の支証となるというのは奇異としかいえないようがない。あるいは、足利尊氏下文とこの等持院殿御判とは別文書かもわからない。この六角定

頼御内書案は定頼の子義賢の御内書案とともに一紙に記されており、保内がこの文書を必要としたのは、恐らく永祿年間に展開される保内と枝村との紙相論にさいし、かつて枝村が愛智川衆との紙相論で敗訴している事実を訴陳の場に持ち出し、枝村の古実のなさを主張することによって、保内は自己の有利さをより強調せんとしたのである。

この九里半相論の第一回の裁決は、享祿二年七月三日である。六角氏の奉行人進藤貞治と種村貞和は、保内商人が所持している保元二年十一月十一日の後白河院の院宣をはじめとする支証に理のあることを認め、五ヶ商人の主張を却下して、保内商人の「上下駄不可有相違之由」という定頼の意向を保内諸商人中宛てに伝えている（22）。この裁決は院宣のもつ魔力をまざまざと見せつけているが、前掲の三点の理づめの五ヶ商人の申状はいっこうに守護に届いていないのである。この裁決をより徹底する形で同年十一月十日、両奉行人が守護の意向を執



達している。宛先は平井右兵衛尉、吉田修理亮の二人の現地での執行担当者と五ヶ商人であり、五ヶ商人が若狭小浜の代官と結託して保内商人の九里半街道の通行を妨害していることを言語道断だとして、五ヶ商人に五万疋の料料を申し渡して決着している(15)。これより一年以前に、両奉行人は十二月二十日に高嶋南市商人に宛て、九里半街道で押取した保内商人の荷物を返却するように命じている(14)が、実行されなかったらしい。享祿二年十二月十日の決定には五ヶ商人の方で強い不満があり、高嶋七頭の一人田中頼長は平井右兵衛尉に宛て、小幡商人はあくまでも九里半街道には他の商人が立つことができないと主張しているので、六角定頼の裁定の経過を知りたいとの書状を發した(16)のにたいし、定頼は小幡商人の意向を伝えた田中頼長にたいし、厳しい態度で返答している。

尚子細平井三郎兵衛尉可申候、

五ヶ商人猶可及訴詔候旨、風聞在之由承候、無是非

儀候、以糺明一度落居候上者、如何様雖申事候、不可能許容候、可心得候、恐々謹言、

十二月廿七日

定頼(花押)

(カ)  
劫淵庵  
まじる

右の書状の宛名の劫淵庵は田中氏の寺庵名であろうし、追而書の平井三郎兵衛尉は、定頼に田中頼長の意見を伝えた平井右兵衛尉と同一人物であることは疑いのないところである。

この事件について年未詳ながら若干の書状が残されている。まず八月七日の高野瀬家澄(と)から野々郷中に宛てた書状(53・54)は、小幡側の訴えが理由のないことを喜びあい、守護よりの速やかな処断を要求しているが、遅怠していることを詫びている文面であるから、享祿二年の七月の第一回の裁決の一月後のものでよい。守護の重臣が保内へ肩入れしていることがとくに注目されるであろう。また第二回の裁決の後の十一月二十六日、今

津の代官泉屋掃部助信重が保内惣荘に宛て返信している(17)。それによると、信重は、南市が保内の荷物を没収したことについて、田中頼長に通報し、定頼の裁決によって返却が命ぜられても返却しない場合は、荷物に相当する分を押取することを連絡している。またこの信重と親子関係にあると推定される泉屋信貞は、二通の書状を保内商人中に宛てている。それらは南市からの荷物返却が遅怠している原因が、馬方の無沙汰と、代物での支払いを認めよという南市の主張にあったが、保内商人が派遣した新兵衛が早急に返却することを要求したために、「かね三駄」の引き渡して落着したことを記している(18・19・21)。そして書状を「御ひま候ハ、御下候て、あきない事めさるへく候、いさゝかわつらいあるましく候」と結んでいるのは、今津の代官のみたこの相論の決着が、保内側の完全といえる勝利であったことを物語っているのである。なお、三月十九日付の野々郷商人宛の信貞の書状(19)に登場する新兵衛は、七年後の天文

五年(一五三六)七月一日、灌漑用水の問題解決の御礼として樽銭を山門へ進上した件について、大西弘次ら二人が今堀の新兵衛、弥左衛門宛ての書状を出している、その新兵衛と同一人物であろう。

いま一通の書状がある。それは年未詳五月十七日の粟屋石京亮玄隆が進藤新介に宛てた返書(50)である。粟屋玄隆は若狭守護武田氏の家臣であり、進藤新介は六角氏奉行人進藤貞治のことである。先述のように、享祿二年十一月十日の九里半相論の二度目の裁決で、進藤貞治らの奉行人は、五ヶ商人が小浜代官と結託して保内商人を排除したことの非を指摘しているので、一度目の裁決に先だって、若狭へこの件について申し入れをおこない、その返事が玄隆の書状となったのである。玄隆の書状に「左右共ニ可相立之旨、被仰付之由候、尤可然候、其趣披露候、此方之儀不可有異儀候」とあり、この書状が記された享祿二年五月十七日以前において、近江国守護としては、すくなくとも五ヶ商人と保内商人との双方がと

もに九里半商売に従事するという方向で妥協させることを考慮していたのであり、このことを若狭国守護に連絡して、若狭側もこの点賛成していることが判明しているのである。この書状は二国にまたがった街道の商論の処置の仕方を窺わせるとともに、この決定を転覆させるのに、保内側の六角氏にたいする工作があったことが容易に推察され、また七月三日の保内諸商人中に宛てた裁定のきわめて同情的な文言と、十一月十日の五ヶ商人中に宛てたきわめて厳しい文言とを対比しただけでも、この相論の展開のあり方が容易に推定されるであろう。

九里半相論の結末は以上のようなのであるが、粟屋玄隆の書状にあらわれている近江守護側の收拾策にもあるように、保内商人が九里半街道の商品流通を独占するということではなく、従来、五ヶ商人のうち高嶋南市、それに南北古賀、今津馬借が独占的に進退していた九里半街道を保内商人にも認めるといふ、いわば、九里半街道の商品流通を五ヶ商人と保内商人との共存の形で進退するこ

とで落着いたのである。俗にいうならば、あとから保内商人が九里半に割り込んできたのであり、この行為を近江・若狭両守護が認定したというのが、九里半相論の結末であるといえよう。その場合、両商人の間で商品種の取り極めがあったということはなく、両商人とも商品には種類、数量ともとくに規制を加えている形跡はないことを付言しておきたい。

九里半相論が享祿二年十一月十日に六角氏より裁定が下り、いちおう終結したあとの十二月四日、今堀郷惣中はつぎのような定書を衆議として決定している(20)。この定書は先に脇田晴子氏が言及しておられるが、若干異なる視角からこの定書を検討しよう。

就今度九里半公事之儀、惣分江御合力之儀旨申入候處仁、少事酒ノ代ヲ預御扶持以衆悦候、於向後諸商賈之中仁何様之御公事出来候而、出錢雖有之、引此例、以後一言之子細申問敷者也、仍為以後衆儀メ堅定所之状如件、

享祿貳年<sup>己丑</sup>十二月四日今堀郷  
惣中（花押）

この文書を念のために意識しておこう。「今度の九里半訴訟のことについて、（今堀郷惣中が）惣分へご援助ありたいと申し入れたところ、若干の酒の代をお与え下さり、全員で喜んでおります。今後、諸商売中にどのような訴訟が惹起して、金銭支出の必要が生じた場合でも、この例（酒代を惣分より頂戴したこと）を引いて、以後、一言の請求をも絶対致しません。よって今後のために（今堀郷惣中）が衆議して決定するところでありませう」というのが、右に掲げた定書の内容である。脇田晴子氏はこの文書について、つぎのように説明しておられる。すなわち、「九里半公事の費用の助力を惣分に頼んだところ、酒の代を与えられたが、以後、商売の公事に出錢をしても文句はいわないという定書である。この文書を読んで気が付くことは文書の内容と署名が、そぐわないことである。この内容であったなら、当然、署名は合力を頼

んだ今堀商人中惣分であって、宛名が今堀郷惣中であるはずである。ところが、そうではなくて、今堀郷惣中となっていて、ある者からある者に提出したものでなく、衆議による定書となっているのは、今堀商人惣分と今堀郷惣中が、同じものでないにしても、大部分、その構成員が重複するものであったことを意味し、商人層が郷村の惣内部で、相当の主導権をもっていたことがうかがわれる」とされている。先に私の意識と脇田氏の説明とを比較すると、少し解釈に差異がある。結論を先に述べれば、ここでいう惣分とは、保内商人中の惣分を指していると考えられ、この定書は今堀郷惣中から保内商人惣分宛てに、契状の形式をとって提出されたものと理解するのが自然ではないだろうか。確かに九里半相論は保内商人と五ヶ商人との間に展開されたわけであるが、現実には今堀郷商人を中心とする商人と、高嶋南市商人との対決ではなかつたかと推定される。したがって、訴訟の費用を保内商人惣分に援助してくれるよう申し入れた

のであり、惣分より酒代という形で補助がなされたのである。しかし、これを先例としないということは、相論は保内商人惣分の名でおこなわれるものの、その費用は各郷商人惣分が各個に負担して解決するのが、従来の保内商人中の慣行でなかったかと推定されるのである。この推定が当たっているとすれば、九里半相論は保内商人のうち今堀郷が担当していることになる。

以上のことから、宛先は保内商人惣分であるとするのが妥当であろう。そして宛名を欠いているのは、今堀が保内下四郷＝野々郷の中心で、今堀の日吉十禅師社の庵室が保内商業にかんする事務を行ない、今堀郷在住の商人が事務を専担する形となっているので、事実上、この定書形式の請状を書いた今堀郷惣中の代表と、これを請取る保内商人惣分の常住とが重複し、同一人であることによると考えれば、説明がつくであろう。脇田晴子氏による複雑な説明は、以上の論理から整合されねばならない。この定書はあくまでも請状(誓約状)で、差出は今堀郷惣

中で宛先は保内商人惣分である。この場合、今堀郷惣中は今堀郷在住商人(保内商人を構成する)と重複すること  
が前提となっているのであり、この点での脇田晴子氏の指摘は正しい。

(1) 山本啓四郎「中世商人の偽作文書作成」『歴史と生活』第六卷第三・四合併号、畑井弘「守護領国体制の研究」一三六ページ、中村直勝『日本古文書学』下巻 一〇八六ページ。畑井氏は右の著書で「この判物が徳祐法師の『為勲功之實』であることは、保内商人の特権が政治的行動と離れがたく結びついていたことを示す。即ち、特権的商業活動を維持するために、建武動乱に際して、徳祐法師に代表される保内商人は足利勢に与党して何らかの功を挙げたのである」とこの下文を保内のもと誤解されているが、それは端裏書の意味を十分に理解されなかったことから発したものである。なお中村直勝氏はこの文書を足利尊氏御教書案として「形式論からでも、採用すべきでない」とされているが、中村氏は「下 雙兼倉徳祐法師」の「下」の文字を読みおとされているので、右のようなことになったのであろう。このことから、私はこの文書が御教書案よりは足利尊氏下文写とするのが妥当であり、偽文書でない主張したい。中村氏は「滋賀県八日市市にあった今堀の住人と蛇溝の住人」とが、南北朝頃以来、美濃で紙を購入して京路方面に転売する特権を有し、それを相争うておる。得珍保とか護摩紙座とか称しておる。

延暦寺の南谷芋頭代に隷属したのであるが、応永三十二年頃から、保内同志の間で争論があった。その時に提出して、自等分の商業座が古さと貴さとを示したものである」(前掲書一〇八四—一〇八五ページ)とされているが、今堀と蛇溝との保内同志の紙相論など今堀日吉神社文書のどこにもなく、また保内の領主は東谷であつて南谷ではない。また護袋紙座を中村氏は護摩紙座とされているが、これは御服(呉服)と紙座と解すべきであらう。

(2) 高野頼家澄は『長享年後畿内兵乱記』の享祿二年二月の条に、六角定頼の使者として細川六郎の婚礼に向向している記事がある。

(3) 脇田晴子『日本中世商業発達史の研究』五〇四ページ。

### 三 石塔商人の屈従と四本商人

右にみたように、保内商人と小幡商人との対立は根深いものがある。私の考えでは、十四世紀の終ごろから本格的な商業活動を開始する保内商人が、すでに地歩を固めていた神崎郡小幡の商人を代表とする湖東地方の商人の商業圏を侵略することによってみずからの商業を定着させるといふ過程をとる、そのような図式が保内商業の展開の仕方である。先述のように、五ヶ商人などにおく

れて出発したことが、保内商人に独特の商業戦略をとらすのである。応永末年と享祿年間の保内と小幡との深刻な対立は、先にみたごとくであるが、対立の一方で、保内、小幡に加えて石塔、沓掛の四地域の商人は四本商人と呼称され、伊勢山越商売に従事していた。もちろん、四本商人が一団を結成して共同行動をとるというのではなく、個々に商業活動をおこなっているのである。そこで最後に四本商人内部の対立の問題として、保内と石塔、保内と小幡との関係を見極めたい。まず石塔との関係について言及しよう。

(A) 両村神主等連署請文案(608)

請負申 商人間事

右子細者、常珍・左近三郎商人為骨張、寺家小里煩儀候間、於彼兩人者、(正) 放在地実衆也、永不可立送候儀、仍請文状如件、

応永廿五年四月十六日

両村神主

庄司 在判

妙光 在判

正覚 在判

聖行 在判

法円 在判

〔B〕 山門衆議下知状案(117)

就鹽・海草商賣之事、小里之土民等構無理之新儀、

及保内賣買之違乱、背勅許、違法度云々、爲事實

者、無勿躰之次第也、仍可守往古之規範之上者、對

得珍保可停止積習之旨、依衆議、執達如件、

在判

應永廿五年八月廿一日

執行代祐鎮

石塔寺小里神人中

〔C〕 石塔商人惣申請状案(中野町共有文書)<sup>(1)</sup>

申請商売馬之覺之事

右子細者、過分の礼物と申、馬足四疋申請者也、然

上者、毎年御年貢錢四百文無相違可沙汰仕候、次荷

物之事ハ、疋疋ニ式駄ツ、四疋ニハ以上八駄ヨリ

外者仕間敷候、聊背此旨候者、三王廿一社并氏神若

宮大明神御罰可蒙候、猶不恐此旨候ハ、速ニ如本

可被召返者也、其時一言之子細不可及候、仍請文之

状如件、

延徳三年癸十二月十三日

大夫判

左近(判)

石塔商人惣中

左近同

兵衛五郎コキ

保内下四郷參 但此外ニ他所ニ足子不可入候也

以上、A・B・Cの三点が石塔と保内との關係を示す

史料である。まずAから検討しよう。

Aの大意は、常珍と左近三郎が商人の主謀者として、

寺家と小里に煩いをなしたので、兩人を在在地より放逐

し、永久に在地に立ち返らないよう決定するといふので

ある。五人の署名者のうち、正覚はこの文書より十年後

の正長元年(一四二八)八月三日の今堀老人衆連署菜畠売

券(39)に、今堀の四人の老人の一人として登場しているし、また二年前の応永二十三年(一四二六)十一月四日の今堀惣神田納帳(590A)、同年十一月九日の庵室田如法經道場寄進目録帳(590B)に正覺房として、また永享六年(一四三四)二月二十日のこくり女島地売券(400)の島一反大の四至の北に性覺坊の持分がみえるから、十五世紀前半には確実に今堀の住人であり、しかも、老人衆の一人であったことがわかる。法円、聖行、両村神主の庄司と妙光はどの住人か不明である。両村のうちに石塔小里が含まれていることは確実である。

では常珍・左近三郎がいかなる行為をなしたのであるか。Bからすれば、塩・海草の商売で小里の土民を引率して、保内商人の商業を妨害したというのであり、山門から従来の慣行を守り、保内にたいする現在の行為を止めるよう命ぜられている。私は先にこの文書の「背勅許、違法度」という文言から、保内商人がこの相論あたりから偽院宣を自己の商圈拡大の支証として使用しだし

たのではないかと考え、偽院宣の成立を十五世紀初期としたのであるが、<sup>(39)</sup>いうならば、偽院宣の最初の犠牲者が石塔小里商人であったということになる。この石塔小里との相論を踏み台として応永三十年の小幡相論に向うのであり、保内にとって塩相物相論の序盤戦が石塔戦だったのである。この相論で保内の石塔にたいする立場が決定的に強化された。応永二十五年から七十三年後の延徳三年(一四九二)に保内下四郷<sup>||</sup>野々郷<sup>||</sup>保内商人に提出した請文は、請文とはいえ起請文の形式をとっており、差出人がまったくへりくだった立場で記されているのである。この文書形式から、保内商人が石塔商人にたいして、きわめて優位な立場にあることが判明する。

その意味するところは、石塔商人惣中が馬四疋を保内商人より申し請け、以後、毎年四百文の年貢銭を保内商人へ進上するというのであり、馬に積む荷物は、一疋につき二駄で、四疋に八駄の荷物となり、それ以上の荷物は絶対に積まないことを誓約したものである。そして、



この誓約に違反した場合、保内商人へ馬疋の返却を条件としてるのである。この請文は、保内商人が馬匹所有において他の商人より優位な立場にあり、馬を商人に貸与するに厳しい条件を付しており、しかも、貸与について毎年四百文の年貢錢を徴収するということは、馬匹貸与を介して、たんなる貸借関係以上の支配従属関係がそこに存在することを想定させるものである。あるいは、保内商人が石塔商人に四疋の馬匹の使用を認めたと解せないこともなく、その場合、保内商人が他の商人にたいして馬匹所有に制御を加えたということになるであろう。いずれにしても、保内商人が、四本商人のひとつ石塔商人の商業行為に強い干渉を加えられる立場にあることは、まったく疑問の余地はない。そのことは請文の奥書に、「但此外ニ他所ニ足子不可入候也」とあることで、いっそう明確になる。この一文の意味するところは、石塔商人が保内商人の足子となったことを認め、保内商人以外の商人の足子とはならないことを記しているのでは

る。つまり、足子は特定の商人と支配従属の関係を結ぶものであり、複数の商人と足子の関係をもたないことを示したものと見える。天正初年に下大森足子の帰属をめぐる保内商人内部の今堀と蛇溝との争いや、小田刈足子についての今在家商人の支配のあり方は、保内の足子支配が、その内部において下四郷を構成する個々の村の単独の支配に委ねられていたことを物語るものであるが、延徳年中と天正年中との一世紀の間、足子年貢錢が四百文と変化がないことは興味深い。保内、小幡、沓掛とともに伊勢越の四本商人と呼称される石塔商人が、十五世紀の終りに、明らかに保内商人の足子的な位置にあるという事実は、四本山越商業が保内の優位に変化していることを示している。

このような関係は、大永八年(一五二八)に横関市田所での石塔寺上村(上郷)商人の商売を、保内商人が先例なしと訴え(57)、同年七月八日、守護六角定頼はこれを認めて実弟の大原高保に保内商人保護の令を発し(131)、

これをうけて同月十日大原高保は横関市の市奉行入水原橋左衛門に石塔寺上郷商人の市よりの排除の実施を命じている(18)ことに端的にあらわれている。つまり、一度、保内の足子的位置に下った石塔商人の商売は、保内の厳しい監視下におかれたのである。大原高保書状(18)に「先規於下村相定問屋無売買処、今度於横関市田所商買事無謂趣、保内商人欲之条」<sup>(歎)</sup>とあるように、石塔商人が破った先例というのは、下村(横関カ)に設けられている問屋を経由して商品を取扱うことである。下村の問屋というのは保内商人の管轄下におかれている問屋であるが、これを無視して石塔商人が横関市田所で市売をしたのであり、このことが足子的商人のとるべき行為でないと保内商人に映ったのである。

私は先に推定したように、保内が他におくれて商業を展開し、他をしのいでいったのは、優れた馬匹飼育の技術と数的に他を圧倒する馬匹所有にあったと考えており、しかも、保内各郷では馬匹の他商人への売買、移動が

統制されていたことが、この請文から読みとれるであろう。また天文十九年(一五五〇)から同二十一年にかけて争われる、いわゆる博労相論は、保内商業がもっている馬匹所有の優位性が危うくなり、守護六角義賢の保護をえて(46)、馬匹所有とその取引き、馬匹所有と裏腹の關係にある保内商業のもつ特権を持続せんとしたものに他ならない。この相論での唯一の支証は、かの後白河院の院宣であり、同二十年十二月には、院宣にまつわる由緒を連々と述べているのである(507)。このような保内商人の馬匹所有は、守護六角氏からすれば、商業の統制に加えて軍事的にも最大の関心事であり、それゆえに、かの院宣によって保護を加えたのである。そしてこの馬匹所有の優位性と馬匹売買の独占が否定されるとき、それは保内商業の終焉を意味した。天正五年(一五七七)六月、織田信長が安土山下町に掟を發したが、その末条に「博労之儀、國中馬売買悉於当所可仕之事」とある。ここに至り、保内商業はあらゆる特権を否定されたのである。

さて保内商人の支配をうけるようになった石塔商人と、応永末年と享祿年間の相論で商圏と流通路を侵害された小幡商人は、いずれも保内商人とともに四本商人と呼称され、近江から伊勢への山越商人を構成しているが、四本商人内部の四つの地域の商人集団相互の関係についてふれ、小稿を閉じたい。

先にもふれたように、年未詳十一月十五日の九里隆員の柴原殿宛書状(63)によると、山越商人に賦課された守護の要脚が、「保内之事者為山門領間被除候」と決められ、保内を除く「其外三本へ被懸仰事候」といわれるような守護の措置が講じられていることからわかるように、四本商人のうち、保内商人に厚い保護が加えられていた。それが「為山門領間」でないことは、小幡も山門領であることから明らかである。年未詳無神月七日の清昌の今堀五郎衛門宛書状(58)によると、山越商人の負担料足の配分について、小幡が二分(五分の一)を負担し、伊勢御在所の太郎左衛門が一貫二百文を負担するこ

とになったが、残金は何方が負担するのか、清昌としても利子の付く金を他より借用して払う積りであるのに、現在まで決着していないのは残念だという意味のことを記している。この書状は四本の行政責任を保内の今堀郷五郎衛門が負っていることを示しており、あるいは四本の輪番によるものとも解されるが、先述のことからして、保内商人が四本の代表者として臨んでおり、保内商人の事務を総括する今堀郷の商人が、現実はその任に当たっていたとするのが妥当であろう。清昌がいかな人物かは俄かに断定することはできないが、伊勢国で四本商人の事務に従事している武士であると思われる、賦課される料足は伊勢国守護から課されたものと推定される。

以上のように、保内商人が四本商人中で指揮権を握る立場にあったことは、現在、今堀日吉神社文書に四本商人関係文書のうち、四本衆中宛文書の正文が残存していることによっても明らかである。あるいは差出人が四本商人の各々へ発したものであるだろうが、文書の

性質から四本を代表するものだけにしか發することのできないものがある。書狀の形式で四本商人中に出した丹生川太郎兵衛の文書の正文が、今堀日吉神社文書の中にある(67)が、それは太郎兵衛が四本商人から伊勢國にいる四本商人輩下の足子商人の在所と名前を聞かれたのにたいする返答書であり、太郎兵衛は祖父の時代から足子は三十人も減少しているといい、十一か所に十八人いる足子を書き上げ、追而書に「猶々かたく御たつねニ付而、此分しるし進上申候、其分御心得可給候」とも記している。このような文を記し四本各個の商人宛に發しているとは到底考えられず、四本商人中宛のこの書狀は現実に保内今堀郷に送付されたものと考えられるのである。したがって、伊勢國員弁郡と朝明郡との新聞について伊勢國の土豪大矢知兵庫安忠、梅戸貞実、千草有茲の江州四本衆中に宛てた書狀(136・137・181)も保内今堀郷を経由して三本の商人に伝達されたと解される。

永祿元年(一五五八)に枝村と紙商売について激烈な相

論を展開した保内商人は、伊勢山越商売で保内が独占的に運搬している商品名をつぎのように指摘している。すなわち、麻苧、紙、木綿、土の物(陶磁器)、塩、一切の曲物、油草、若布、一切の鳥類、海苔類、荒布、一切の魚類、伊勢布の十三品である。私の推定では、十五世紀段階では四本商人個々が右の物品の搬送に従事していたが、保内商人は応永二十五年(一四一八)の石塔小里商人との塩・海草をめぐる相論で、石塔商人の権限を縮小し、また応永末年の小幡商人との塩の商圈相論で、小幡商人の商行為を甚しく制限したことからもわかるように、十三品目のうち、塩、海草類、木綿類は保内が三本を排して、それらの搬送を独占していたのではないかと考えている。

伊勢山越のうち千草越の伊勢側の要衝千草の土豪千草有茲の年末詳拾月十六日の書狀(181)につきのように記している。

急度令啓上候、仍今度三河商人、此方山中木綿通申

候處、四本衆被押留候、自先規、(木綿)きわたなと被留候

事、一切無之儀候、四本衆之儀も此方領中上下被仕

候付而、別而入魂儀ニ候、我等も對四本江、雖不存

如在候、新儀被申条如此候、被加御分別、於無異

(儀カ)者、可爲恐悅候、猶早水勘解由左衛門尉可被得御

意候、恐惶謹言、

拾月十六日

有 茲 (花押)

この書状は宛名を欠いているが、四本衆中であり、実  
際には保内商人に宛てたものであろう。年代は永祿三年  
(一五六〇)十月九日に惹起した三河商人木綿荷の没収事  
件に関するもので、七日後に記されている。その事件の  
全貌はつきにあげる永祿三年十一月九日の保内商人申状  
案(139)に詳しい。

於伊勢道木綿・眞綿、保内へ取候條々

一去天文拾九年候也、八風道相谷坂頭と申關屋にて

木綿荷取候人(數事カ)

今堀

兵衛三郎

今堀

若左衛門

今堀

又三郎

今堀

二郎左衛門

へヒミそ

又衛門

今堀

千世兵衛四郎

同

左衛門太郎

今在家

與二郎

右爲人數取候所ニ、たて畑大道助樽一荷にて色々

佗言仕候、木綿一駄事候間、落居仕候事、

一右前後候ニ候間、木綿二駄、是も相谷關屋にて保

内へ取候時、佗言ノ人數、

南又左衛門尉方

いはら彦左衛門

相谷のくほ

右自三人代物五百文并徳利にて色と懇望候間、落居

仕候事、

一七八年以前候也、伊勢まい田商人の眞綿并苧、於千

草道山中保内へ取候て、たうけの宿善左衛門ニ預ケ

置候人數、

今堀

衛門二郎

同

兵衛三郎

右爲兩人取候所ニ、佗言之人數

栗か小庭ノ宿

そとハかひらノ宿

爲此兩人様と佗言仕候て、五百文持セ來り候て、一

てうしつき候間、指置候事、

一去年永祿貳年九月五日ニ千草道ねの上にて木綿二駄

取候人數、

中野

彦二郎

今堀

衛門二郎

右爲兩人取候處ニ、佗言仕候人數事、

畑勘解由左衛門方被官

落合ノ木戸

ねの上の善左衛門

ねの上宿太郎衛門

右爲三人壹貫文にて佗言仕候、色と理ニ候間、一貫

文内三百文三人ニ指置候、定七百文にて落居仕候

事、

如右、見付候時ハ取候事、不珍次第候、於度と佗言

候人數何も存生候、於御不審者、被召出可被成御尋

事、

(往)

一自性古取來候事、度との數を可知様無御座候、先以

近年分如此候、殊今度 御下知被下候間、彌知行を

全可仕覺悟候處ニ、去月十日比候也、三河商人木綿

荷通候、見付候間取候所ニ、畑勘解由左衛門尉方

當郷今在家二四五日在庄候て、色々様々懇望候間、

代物參貫文・樽二荷三種にて相果し申候、明日にても見付候ハ、自昔今迄、如有來任例何時にても又取可申候、彌先規之筋目無相違様、千草殿へ被仰届候て被下候者、忝可存候由、可預御申候、猶辻村方谷孫右衛門方可有御申候、

右

(永祿三年)

十一月九日

保内商人中

惣分

孤月齋

降幡源右衛門尉殿

平柳菅助殿

觀音寺へ參候跡書也

この申状によると、天文十九年(一五五〇)に八風街道の相谷の関所で木綿荷を没収したのは今堀・蛇溝・今在家の保内商人八人であり、また七・八年前の天文二十一年・二十二年に伊勢舞田商人の真綿・芋を千草街道山中で

没収したのは、保内今堀郷の二人であり、永祿二年九月五日に千草街道ねの上で木綿を没収したのは保内の中野・今堀郷の二人であった。そして永祿三年の三河商人の木綿荷没収にさいしても、千草街道甲津畑の畑勘解由左衛門尉が三河商人の意をうけて、代物三貫文、樽二荷三種を持參して謝罪仲介の役をかって到着し、四、五日間交渉のため滞在した在所は、今堀の北隣の今在家であった。このことから、伊勢道で商品を監視没収の行動に出るのが保内商人であり、没収された側の交渉相手が保内であったことがわかり、四本山越商人といっても、十六世紀に至ると保内商人が四本衆中の名のもとに、単独で商行為をおこなっていたと断定してよいであろう。このことは、永祿元年に激しく争われる枝村と保内商人との紙荷相論でも同様であった。この枝村紙荷相論について、千草有茲は「商賈之儀付而、当国道之事、枝村と相論之由候、此方老共ニ相尋候処ニ、四本江此方申合、明置海道之儀ニ候」(196)と保内商人宛に書状を出している。千

草側としては干草街道における紙荷の搬送権を四本に貸与したのであるといっており、これが事実であれば、四本として借用した権限を保内商人が独占し、この独占を脅かす枝村を排除したということになる。右の永祿初年の紙相論について、宮木賢祐・三上士忠・布施公雄の三人の六角氏重臣が連署して、田能村仲実宛てた年欠六月二十四日付の書状(四)に、「就紙商買之儀、保内与枝村公事候条、遂糺明、可被申付由候」とあるのになし、これをうけた田能村が宮木ら三人に二日後の六月二十六日に「就四本枝村間之儀、預御折紙候、雖迷惑候、堅可申付候」(四)と返書を出している。この二通の書状によると、宮木ら三人はこの紙相論を「保内与枝村」の係争と認識しているのになし、田能村は、四本と枝村との係争と理解していることがわかる。近江の守護の重臣たちの意見は公的な見解であるから、この相論は保内と枝村との対立とする方が正しい。しかし、現実には保内と四本とが混淆されるような事態が出現していたの

であり、このような事態の認識が田能村仲実の、四本と枝村との対立という見方になったのであろう。

保内商人が事実上牛耳っている四本商人、牛耳っているというよりは、保内商人一本が四本を称しているこの四本商人は、いつまで存続するのであろうか。私は先に天正五年の安土山下の触書で保内商人の終焉が到来するといったが、伊勢国では依然として四本商人の特権を活用しているようである。それは戦国大名の特定商人からの役銭の徴収策に乗るかたちで特権が黙認されているのであり、商業のあり方も、伊勢国に輩出する在郷商人に四本商人の商業を肩替りさせるという点に、従来の保内商人の商業が完全に行き詰っていることを示している。

瀧川知行之内、勢州にて四本商人為業中しろうと被相撰付、為かた、杉谷へ毎年堅役銭被相定候處、近年猥しろうと賣買仕候由候て、右役銭不定候、然共向後如先規堅可申付候、被任古法旨、可被相撰候、



聊以不可有相違候、從取前澁川存事二候之旨、弥々  
其分二候、猶高札を以て被申付上者、不可及異儀  
候、為其狀如件、

天正六年

九月朔日

富田太郎衛門尉

一正

江州

四本御商人中

右は長島城主澁川一益の支配下にあつて、四本商人衆  
中が在郷素人衆<sup>1</sup>在郷商人を撰定し、彼らに四本商人の  
商業を代行させる保証として、澁川の役所のある杉谷に  
役銭を納入する規定であつたが、近年、四本商人管轄下  
以外の素人衆が商売するようになったので、役銭の納入が  
はかどらず、今後、嚴重に申し付けるといふことを、澁  
川の家臣富田一正が四本商人中に報告しているのである  
。近江において終焉をむかえた保内商人が、天正六年  
(一五七八)九月まで伊勢国でかつて得た特權に依存し、  
澁川氏を介して素人衆商売からの利潤の一部を得るとい  
う寄生的な立場を辛じて維持しているのが、保内商人の

臨終期の姿ではないだろうか。戦国大名の商業施策も、  
かかる素人衆を編成することに重点がおかれ、特權商人  
を一部に認めつつも、楽市というかたちで素人商人<sup>2</sup>在  
郷商人を公的に認め、領国經濟の發展を促したのである。

(1)

『近江藩生郡志』巻五の商業志には、この文書を中野村小  
今端庄右衛門旧藏文書とし(五九八ページ)、蛇溝の某氏の  
所管に移つたこと暗示している。私はこの文書を見る機会を  
いまのところもっていないが、最近、中野共有文書の中から  
その写しを発見したので、本稿では『郡志』所載文書とは若  
干読みが異なるが引用しておいた。

(2)

仲村研「中世における偽文書の効用」『日本歴史』第三〇  
三号。

(3)

仲村研「保内商人内部の対立」『歴史公論』第二卷第九  
号。

(4)

仲村研「新発見の蛇溝共有文書について」『日本歴史』第  
三二八号。

おわりに

以上、保内商人と小幡商人との対抗關係を軸に、保内  
商人、小幡商人とともに四本商人を構成する石塔商人と

保内商人との対抗関係を通観し、各々の対抗の中における問題を指摘してきた。すなわち、小幡商人との対抗では応永末年の相論で、保内商人は小幡商人の商圏を縮小せしめ、享祿の九里半相論では五ヶ商人のうち高嶋南市商人による九里半街道の独占を崩して保内商人の参加を認めさせた。また石塔商人との対抗では、応永相論でその商圏を縮小させ、延徳年間には石塔商人を保内商人の足子的存在におとしたのである。相論を有利に展開させるためには、保内商人は数多の文書を偽作し、権力はこれを偽作と知りつつ認め、これに依拠して保内商人に有利な裁定を次々と下した。私の推定では、保内商人は小幡、石塔商人より遅れて商業に従事したと思われ、この不利を馬匹飼育と所有頭数の優位性を挺子にして一挙に逆転したのである。湖東における優位性を獲得した保内商人は、四本商人の商業を独占し三本を排除した。四本商人の名において他の商人をも排し、伊勢山越商売に君臨したのである。

脇田晴子氏はかつて保内商人の相論を年代を追って分析し、保内座商業が市における専売権の独占から十六世紀に入って流通路独占に、その性格を変化させてくることを指摘された<sup>1)</sup>。この指摘は基本的には妥当であると考えるが、それは保内と保内以外の商人とが置かれた歴史的社会的諸条件によって規定されており、流通路の独占といっても、九里半相論勝利による保内商人の九里半街道進出は、高嶋南市商人などの独占に割りこんで競合的に商品搬送に従事するということである。五ヶ商人をまったく排除するというのではなく、五ヶ商人と保内商人が共存して流通路を使用するということであった。地理的にいっても九里半街道の独占が到底不可能であることは明らかである。保内商人は伊勢道においても特定商品の流通を独占しているのであり、それも街道の伊勢側においては拠点を支配する在地領主の協力(街道を借りるという形)をえて実施されたものであった。近江側においては、相谷、甲津畑などの八風、千草越の拠点(関所)

で守護の関所役人の協力をえて実現が可能であった。この点の詳細な追求が今後の課題となるであろう。

小幡、石塔との相論を通じて明らかなのは、商品「おろす」という行為が、「おろす」側と「おろされる」側との間に、たんなる商取引関係以上の関係を想定させることである。たとえば、九里半相論のさい、五ヶ商人の主張に「小幡・薩<sup>(摩)</sup>の商人のあい物を野々川衆買取、市売を仕候」(11)とあり、永禄元年(一五五八)十一月十七日に保内商人は枝村との紙相論に「(保内商人が)於国中在々所々紙おろし候、伊勢道進退事、無紛候事」(10)と主張し、同年十二月十一日に「従昔至今日、保内ヨリ紙おろす所」を十四か所あげ、ついで「保内中野郷の紙請候枝村衆人数」十八人をあげているが、「おろす」という商行為は座的独占権を象徴的に表現する用語であり、そこには座と座から除外されているものとの関係がある。すなわち、「おろし」をうけずに売買すると「おろす」側から商行為の停止を指令されるのである。

したがって、「おろす」行為は座的独占権に付随するものであり、それはおのずと「おろす」べき商品の運送、市売、里売の権限の独占を随伴せしめるものであるといえよう。この点、保内と横関との御服相論、保内と枝村との紙相論をより詳細に紹介すれば明らかになるが、紙数の都合上、別稿で言及することにした。<sup>(2)</sup>

本稿では小幡との相論を中心に問題点を追跡した積りであるが、事実経過を見るにつけても、大正初年に公刊された中川泉三氏の『近江蒲生郡志』の叙述はまことにもって貴重である。私は先に得珍保研究、今堀郷研究は三浦周行氏の座研究、中川泉三氏の『郡志』に立ち帰るべきであることを提案したが、<sup>(3)</sup>本研究についても両先学の研究の深さをしみじみ感じている。この小論に従来の研究を進展させるところが少しでもあれば、得珍保研究に従事するものとしてノート作り甲斐があるといえるのである。

- (1) 協田晴子『日本中世商業發達史の研究』五五〇―五六八ページ。
- (2) 別稿「保内・枝村紙相論の顛末」を近刊の八日市郷土文化研究会の『蒲生野』第一四号に掲載する予定である。
- (3) 仲村研「近江國得珍保今堀郷研究の成果と課題」同志社大学人文科学研究所『社会科学』第二〇号。